平成２２年（フ）第８３号
静岡県焼津市大村２丁目28番地の18　セシカＮ205、前住所東京都町田市広袴２丁目７番地23　ディアス広袴203
債務者　永島　　亮
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３号
栃木県小山市城北６丁目27番地１キャッスル小山101号室、従前の住所茨城県坂東市岩井4531番地１　ビバリーヒルズ102
債務者　瀬尾　明男
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第６１５４号
東京都杉並区阿佐谷南２丁目11―18―203
債務者　澤口　裕之
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１８７号
東京都町田市山崎町2130―７―26―404
債務者　池下　政美
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９号
青森県五所川原市大字藻川字蟹下89番地３、旧住所青森県三沢市岡三沢４丁目111番地４号　日建ＡＰ倉庫前Ａ
債務者　川浪　新造
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月１日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
青森県つがる市木造照日13番地１
債務者　加福　貞子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月１日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１３８７号
東京都あきる野市菅生856番地６
債務者　田倉　　栄
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３０５号
東京都三鷹市大沢４丁目４番14号
債務者　桶本津久美
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３３３号
東京都府中市天神町２丁目17番地の12
債務者　石川　一稔
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３９６号
東京都日野市万願寺４丁目31番地の６シャトル・フルール202
債務者　仙頭　政典
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４３７号
東京都八王子市下恩方町2254番地７
債務者　丸山　雄太
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２３８号
静岡県富士市大淵2213番地の251、前住所静岡県富士市岩淵521番地の２
債務者　内田久美子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１６１号
静岡県島田市阪本702番地の２　エスティーＩ　Ｂ号
債務者　鈴木　理加
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９１２号
静岡市葵区松富２丁目１番52―２号　キャトルセゾン102号
債務者　合田　隆生
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９９６号
静岡市葵区八千代町47番地　ピュアストＭ402号、旧住所静岡県掛川市杉谷１丁目10番22―１号シダーバレーＡ棟
債務者　深澤　孝子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部